



令和元年 9月5日(木)
(2019年)

No. 15007 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆中国2018年知財に関する重要判例③
知的財産権民事紛争事件における行為保全の適用 (1)

中国2018年知財に関する重要判例③

知的財産権民事紛争事件における行為保全の適用

— 「ニューバランス」の訴訟中行為保全に関する司法制裁事件 —

林達劉グループ¹
北京魏啓学法律事務所
著者：魏啓学、陳傑、王洪亮

目次

- | | |
|----------|----------------------------|
| はじめに | II 本件の争点に関する判示 |
| I 事件の概要 | 1. 行為保全とした裁定の必要性 |
| 1. 基本情報 | 2. 裁定の履行拒否に対する処罰の正当性 |
| 2. 事件の経緯 | III 知的財産権民事紛争事件における行為保全の適用 |

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

1. 行為保全の意義及び適用要件
2. 行為保全の司法的認定及び執行
おわりに

処分決定 江蘇省蘇州市中等裁判所(2017)蘇
05司懲001号過料決定書

再審決定 江蘇省高等裁判所(2017)蘇司懲復
19号、(2018)蘇司懲復4再審決定書

はじめに

本件は、「中国2018年知的財産権司法保護に係る10大判例」に選ばれ、「2018年江蘇裁判所知の財産権司法保護に係る10大判例」にも掲載されたものである。行為保全措置は、知的財産権の権利者が侵害行為を速やかに制止して司法的救済を得る上で、積極的作用を果たしている。本件に関しては、行為保全裁定、過料決定及び再審決定において、裁判所は、知的財産権訴訟において行為保全措置を実施するための審査条件について説明し、裁判所による確定裁定の履行の拒否行為に対して法により断固として制裁を行うという毅然とした態度を表明した上に、内外当事者の合法的な権利を平等に保護し、司法の権威を維持する中国の立場を明らかに示した。本稿において、本件の経緯及び争点を一々紹介した上で、司法事件を踏まえて知的財産権民事紛争事件における訴訟中の行為保全の適用について検討する。

I 事件概要

1. 基本情報

申立人(原告):新百倫貿易(中国)有限公司

被申立人1(被告1):深圳市新平衡運動体育用品有限公司

被申立人2(被告2):晋江市青陽新鈕佰倫靴工場

被申立人3(被告3):莆田市荔城区搏斯達克貿易有限公司

被申立人4(被告4):鄭朝忠

被申立人5(被告5):吳江区松陵鎮新平衡靴屋

裁判の情報

保全裁定 江蘇省蘇州市中等裁判所(2016)蘇
05民初537号民事裁定書

2. 事件の経緯

第三者である米国ニューバランス体育運動社(以下、「ニューバランス社」と言う)は、第4207906号「NEW BALANCE」、第G944507号登録商標の専用権を保有している。同社の運動靴の装飾デザインは、多くの確定した民事判決、行政処分決定書により、周知商品の特有装飾として認定されている。原告である新百倫貿易(中国)有限公司(以下、「新百倫社」と言う)は、ニューバランス社から、かかる知的財産権を中国国内で非独占的に使用し、New Balance運動靴の製造・販売を行うライセンスを受け、さらに、ニューバランス社の知的財産権への侵害行為に対して単独又は同社と共同で提訴する授權を得た。

2014年に、鄭朝忠は米国で「USA New BaiLun Sporting Goods Group Inc」と名付ける会社を設立した。この会社名の中国語訳は「美国新百倫体育用品集团有限公司」である。この米国会社から授權を受けた形で、鄭朝忠個人が単独で出資・設立した深圳市新平衡運動体育用品有限公司(以下、「深圳新平衡社」と言う)、鄭朝忠が個人事業主として経営する晋江市青陽新鈕佰倫靴工場(以下、「新鈕佰倫靴工場」と言う)及び莆田市荔城区搏斯達克貿易有限公司(以下、「搏斯達克社」と言う)等は、被疑侵害製品の運動靴の製造・販売及び宣伝を行った。新百倫社は、深圳新平衡社等の被告の行為が商標権侵害に該当し、不正競争にあたるとして、蘇州市中等裁判所(以下、「蘇州中裁」と言う)に提訴した。

新百倫社は2016年に提訴した後、同年8月に訴訟中の行為保全を申立て、深圳新平衡社等の被申立人に対して、公式サイト上の係争商標の使用の即時停止及び公式サイト、ウェイチャット(Wechat)、ウェイボウ(Weibo)等での虚偽宣伝の即時削除を要求した。2016年9月、蘇州中裁は、深圳新平衡社等の被申立人に対して、係争靴類製品の製造・販売を即時に停止し、公式サイト、